

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行情）諮問第281号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第557号）

事件名：特定文書に記載の「化学兵器関連物質の分析結果」に対する更なる調査に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「環保安発第1512014号『開示する文書の名称①ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果』の『II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）』に対するさらなる調査に関する書類（『（検出？）：GC-MS分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要』との記述がある）。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、「平成16年度 ジフェニルアルシン酸分析業務 業務報告書 第II部 環境調査結果」につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月14日付け環保安発第1704142号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである（資料については省略する。）。

(1) 審査請求書

「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」とは、2003年3月に特定市において旧日本軍毒ガス弾等による地下水汚染が発覚したことを受けて、環境省が毒ガス関連物質を調査した結果の文書である。「II-5-2」には、「化学兵器関連物質でその存在を調べるものとして、マスタード、ルイサイト及び赤剤関連物質の一部を水試料及び土壌コア試料について、GC-MSを用いて定性（半定性）分析を行った。」と記されている。そしてボーリング井戸水から、「DPACI：ジフェニルアルシクロライド」が検出されている。その試料の最後に「（検出？）：GC-MS分析でその存在が疑わ

れる 今後更に確認することが必要」と記されている。

「D P A C I : ジフェニルアルシクロライド」は、旧日本軍の赤剤である。このような重要な分析結果が出たのであれば、当然、更なる調査をするのが当たり前である。

したがって、行政文書は存在するはずであるから開示せよ。

(2) 意見書（各資料については本答申では省略）

ア 論点－D P A C I（あか剤）は化学兵器禁止条約上の化学物質

「環保安発第1512014号」は、「II-4 ジフェニルアルシン酸の分析結果」、「II-4-1 ボーリング井戸中のジフェニルアルシン酸の分析結果」、「II-4-2 土壌コア試料中のジフェニルアルシン酸の分析結果」、「II-4-3 揚水に伴うジフェニルアルシン酸濃度の変化」、「II-4-4 家庭用井戸水のジフェニルアルシン酸の分析結果」、「II-5 関連物質の分析結果」、「II-5-1 地下水中の主要イオン類の分析結果」、「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-M S分析結果）」であった。一般的に化学物質の分析結果の報告書には、分析手法、分析機関名、調査日時が記載されているものであるが、これらの書類にはそうした記載が一切なく、極めて不自然なものであった。（資料1～3）

当方は、「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-M S分析結果）」において、化学兵器のあか剤が検出されていることを見出し、あか剤が過去に化学兵器禁止条約の対象として扱われた重要な化学物質であることに着目し、「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-M S分析結果）」の調査結果の後の調査に関する書類を請求した。（資料5）

環境省の「旧日本軍毒ガス弾等に関するお知らせ 「毒ガス弾」を発見したら・・・」には、「旧日本軍での名称 あか剤、種類 くしゃみ剤、化学物質 ジフェニルシアノアルシン（DC）、ジフェニルクロロアルシン（DA）」と記載している。（URLは省略）

「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-M S分析結果）」の「D P A C I」は、ジフェニルクロロアルシン（DA）である。（資料4）

化学兵器禁止条約においては、化学物質に関する附属書においてマスタード、ルイサイトなど個別に指定されている化学兵器の他、化学兵器禁止条約2条の適用を受ける場合があり、あか剤はその対象となっている。

したがって、国内で化学兵器禁止条約の対象化学物質が発見された際には、国には、OPCWへの申告を見据え化学物質を特定する調査を実施する義務が生じる。

イ 環境省理由説明書（下記第3の3）に対する反論

（ア）当方は、審査請求書に「その試料の最後に『（検出？）：GC-MS分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要』と記されている」と記したのは、「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」の「camphor」に対して確認が必要という、記載があるということを単に示しただけである。

審査請求の文章は、「『DPACI：ジフェニルアルシクロライド』は、旧日本軍の赤剤である、このような重要な分析結果が出たのであれば、当然、更なる調査をするのが当たり前である。したがって、行政文書が存在するはずであるから開示せよ」である。

「camphor」は問題にしていない。

「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」（資料5）において、「DPACI：ジフェニルアルシクロライド」が、「ボーリング井戸水 GC-MS（暫定）」の表においては、「地点46」、「地点73」、「地点83」で「検出」されていることが重要な近教である（資料5）。

（イ）環境省は、「標準物質が入手できなかった物質が多いため、本結果は暫定的なものである。」、そして、「これ以上の分析は実施していない。」と記している。

「旧日本軍化学剤関連化合物の分析とその課題」の執筆者である特定個人は、環境省国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の検討員である。「旧日本軍化学剤関連化合物の分析とその課題」の「表2 化学剤関連化合物（22物質）と分析法（13頁）」によれば、「ジフェニルクロロアルシン（DA）」は、「○：市販標準物質購入可能」である。また、「ジフェニルアルシン化合物については、条約上の規制物質（国内法の特定物質）には該当せず、国内で合成することも可能であり（15頁）」とも記している。（資料6）

以上により、環境省の「標準物質が入手できなかった物質が多いため、本結果は暫定的なものである。・・・これ以上の分析は実施していない」と述べるが、標準物質は購入可能であるから分析は可能である。したがって、環境省の主張は成立しない。

（ウ）環境省は、『特定町における汚染メカニズム解明のための調査中間報告書』にあか剤が発見されなかったことが公表されていることが、あか剤が存在しないことの証拠と述べる。

ところで、審査請求人が環境省に情報公開し入手した書類には、化学兵器禁止条約の対象のルイサイトが特定町で発見されたとの報告が記されていた。しかし、環境省の『特定町における汚染メカニ

ズム解明のための調査中間報告書』にはルイサイトに関する記述は存在しない。このように、環境省の公表書類に化学兵器禁止条約に該当する化学兵器の記述が存在しなくとも、実際には化学兵器が存在した。こうした実情から、『特定町における汚染メカニズム解明のための調査中間報告書』にあか剤の記載がないことが即ち特定町においてあか剤が存在しない正当な理由とはならない。（資料10）

ウ まとめ

あか剤は化学兵器禁止条約の申告の対象化学物質であることから、国はOPCWへの申告義務が生ずる。「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」においては、「DPACI」として、あか剤が検出されている。そうした状況であれば、国にはOPCWへの申告義務が生じ、そのための事実確認をする必要が生じ、国が再調査を実施したことは確実と考えられる。

したがって、再調査を実施し報告した書類が存在することは確実である。

よって、原処分を取り消し、該当書類を開示せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成29年2月10日付けで、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月14日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年4月14日付けで審査請求人に対し、開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、不存在のため、行政文書の開示をしない旨の原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成29年4月19日付けで、諮問庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月20日付けでこれを受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

本件開示請求中の「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」は、当該分析業務を請け負った独立行政法人国立環境研究所（現・国立研究開発法人国立環境研究所。以下「国立環境研究所」という。）の報告書である「平成15年度ジフェニルアルシン酸分析業務業務報告書」の一部である。その中において、「camphor」の分析

結果に関して表中に「（検出？）」と記載された箇所があり、「GC-M S分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要」との記述があるが、このことに係る更なる調査に関する行政文書は存在しなかった。

また、当該分析に当たった国立環境研究所に対して、当該箇所につき確認を依頼したものの、同研究所においても関連する記録等は存在しなかった。

以上を踏まえ、本件開示請求については、法9条2項の規定に基づき不開示決定（原処分）を行ったものである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、「DPACI：ジフェニルアルシクロライド」は、旧日本軍のあか剤であり、このような重要な分析結果が出たのであれば、更なる調査を行うことが当然であるから、行政文書は存在するはずであると主張しており、その背景として、資料に「（検出？）：GC-M S分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要」との記載があることを指摘している。

事実関係について整理すると、「（検出？）：GC-M S分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要」の記載に該当するのは「camphor」であって、「DPACI」のことではない。そして、「camphor」、すなわち「樟脳臭」を分析した目的は、旧軍有毒発煙筒（あか筒）にはセルロイド（ニトロセルロースと樟脳）または軽石に吸着させたくしゃみ剤（あか剤）が充てんされていたとの指摘があったことを踏まえ、セルロイドの有無を確認するために補助的に行ったものである。したがって、当時の分析結果において、暫定的ではあるものの、「DPACI」が検出されたことから、これ以上「camphor」について確認する必要性は特段認められなかったものと考えられる。

なお、「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-M S分析結果）」において、「DPACI」が検出されたとの記載があることについては、「標準物質が入手できなかった物質が多いため、本結果は暫定的なものである。」と明記されているように、このときの分析結果はあくまでも暫定的なものであり、その結果をもって直ちに「DPACI」が存在することを確定するものではなく、また、当時、標準物質が存在しない以上、より精度の高い分析結果を得ることは困難であった。以上のことから、当時、これ以上の分析は実施していない。

最後に、地下水汚染源にあか剤が存在したのか否かについて付記しておく。平成16年度に環境省が特定町（当時）の地下水汚染源に対する掘削調査を実施した結果、有毒発煙筒を含む旧軍化学兵器は発見されず、木

片，飲料用空き缶等雑多な異物を含むコンクリート様の塊が発見されたことから，その分析調査を実施した結果，ジフェニルアルシン酸等の有機ヒ素化合物は検出されたものの，あか剤を含む旧軍の化学剤（毒ガス成分）は検出されなかった。以上に記した掘削調査の詳細については，「特定町における汚染メカニズム解明のための調査中間報告書」（平成17年6月）に取りまとめ，公表しているところである。

以上のことから，審査請求人の主張は当たらない。

4 結論

以上のとおり，審査請求人の主張について検討した結果，審査請求人の主張には理由がないことから，本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり，本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月22日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年3月9日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これを作成・取得しておらず，不存在のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求め，諮問庁は，原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件開示請求は，別件開示請求を受けて開示された文書である「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」に対する更なる調査に関する行政文書の開示を求めるものである。

諮問庁は，上記第3の2（理由説明書）のとおり，当該分析結果は国立環境研究所が作成した「平成15年度ジフェニルアルシン酸分析業務業務報告書」の一部であると説明するので，諮問庁から当該報告書の提示を受け確認したところ，その内容は以下のとおりであった。

ア 「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」は，平成16年3月に国立環境研究所が作成した「平成15年度ジフェニルアルシン酸分析業務業務報告書 第II部 環境調査結果」（以下「平成15年度環境調査結果」という。）の一部である。

イ 上記「II-5-2」の冒頭には、「化学兵器関連物質で、その存在の有無を調べるべきものとして、マスタード、ルイサイト及び赤剤関連物質を一部の水試料及び土壌コア試料について、GC-MSを用いて定性（半定量）分析を行った。（中略）標準物質が入手できなかった物質が多いため、本結果は暫定的なものである。」との記載がある。

また、分析結果として、各調査対象地点等における各調査対象物質の検出の有無が表形式で示されているところ、特定の地点における特定の調査対象物質については「検出？」との記載があるとともに、表の最終行には「（検出？）：GC-MS分析でその存在が疑われる今後更に確認することが必要」との記載がある。

(2) 上記(1)イのとおり、「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」は、それ自体が暫定的なものであるとされ、また分析結果の一部については「今後更に確認することが必要」との記載もされているが、諮問庁は、上記第3の3（理由説明書）において、当時、これ以上の分析は実施しなかったとしているので、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 特定町では、平成15年3月頃、健康被害の発生が確認され、飲用井戸の水質検査の結果、環境基準の450倍のヒ素が検出された。このヒ素化合物は、通常自然界には存在しない、旧軍の化学兵器に使用された物質の分解産物でもある有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸）であることが判明した。環境省においては、同年6月閣議了解「特定町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」に基づき、有機ヒ素化合物の汚染メカニズムの解明及び新たな被害の発生防止を期するため、汚染井戸周辺における環境モニタリング調査等の各種調査を実施することとなった。

その中で、①土壌・地下水分析を含む環境ポーリング等調査や、②地下水の流動状況を把握するための地下水等調査を行うとともに、③地歴等の情報収集結果を踏まえて汚染源の絞り込みを実施し、その結果を基に掘削調査を行ったところ、平成17年1月になって、平成5年以降に何者かによって投棄された可能性が高い、ジフェニルアルシン酸を含むコンクリート様の塊が発見され、これが本件事案の原因である汚染源であることが判明するに至った。

以後、環境省においては、モニタリング調査に基づく飲用自粛区域の設定・見直し及び高濃度汚染対策等を行っているところである。

イ 本件調査は、上記アのうち①に該当するもので、調査の初期段階において実施したものである。

ここで、ジフェニルアルシン酸は、旧軍の化学兵器である有毒発煙

筒（あか筒）等に充填されたくしゃみ剤の原料となる物質であり、かつ、当該物質の分解生成物でもあったため、ジフェニルアルシン酸による汚染の原因は旧軍の化学兵器にあるのではないかとの疑いがあったことから、本件調査は、有機ヒ素化合物による汚染の実態を把握することのほか、分析技術がいまだ十分ではなかったものの、旧軍由来の化学兵器関連物質による汚染である可能性の有無を確認することをも目的として実施したものである。

具体的には、一定範囲の区域を調査対象として、多数の井戸から採取した水や、広く実施したボーリングにより採取した試料等の分析を実施し、その結果、各調査地点から採取した試料について、採取した深度ごとに、ジフェニルアルシン酸が含まれているか否かや、含まれている場合の濃度などの具体的なデータが得られ、ジフェニルアルシン酸による汚染の実態を把握した。また、暫定的なものではあったが、化学兵器関連物質が検出又はその存在が疑われる旨の分析結果も得られたところである。

その後、上記②及び③の調査等の結果をも踏まえ、本件事案に係る調査を進めていったところ、本件事案の原因である汚染源が上記ア記載のコンクリート様の塊であることが判明するに至ったものであり、当該コンクリート様の塊及びその周辺土壌について分析調査を行ったところ、ジフェニルアルシン酸等が検出された一方で、旧軍由来の化学兵器関連物質は検出されないことが確認されたところである。

ウ 本件開示請求は、本件調査結果の「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」に対するさらなる調査に関する書類（「（検出？）：GC-MS分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要」との記述がある。）の開示を求めるものであるところ、本件調査結果のうち「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」においては、合計10の調査対象物質のうち、「DPACI」、「BDAO」、「camphor」及び「TPA」の検査結果につき、「（検出？）」との記載がされている箇所が数地点あり、当該記載の意味につき、「GC-MS分析でその存在が疑われる 今後更に確認することが必要」との記載がされている。審査請求人は、それら記載がされたことに基づき行われたとする更なる調査に係る文書が存在するはずである旨主張しているものと解される。

しかし、本件調査のうち「II-5-2」の調査は、「II-5-2」の冒頭部分に「標準物質が入手できなかった物質が多いため、本結果は暫定的なものである。」と記載されているように、たとえ「検出」との分析結果が得られていたとしても、これをもって直ちにその存在

を確定するものではなく、また、当時は標準物質がそもそも確保できなかったため、より精度の高い分析結果を得ることが不可能であった。その後、汚染源の絞り込み結果に基づく掘削調査により平成17年1月にコンクリート様の塊が発見された際には、分析技術の開発が進展して標準物質の確保も可能となっていたため、当該コンクリート様の塊及びその周辺土壌を対象に、DPACIを含む旧軍由来の化学兵器関連物質の分析調査を実施し、これが検出されないことが確認されたところである。

また、そもそも、「BDAO」については、DPACI及びDPACyの分解生成物であるという特性から、「camphor」については、旧軍有毒発煙筒を製造するに当たりセルロイド（ニトロセルロースと樟脳）又は軽石に吸着させたくしゃみ剤が充てんされていたとの指摘があったことから、また、「TPA」については、DPACI及びDPACyの関連物質であるという特性から、それぞれ旧軍由来の化学兵器関連物質による汚染である可能性の有無を判断するための補助的な材料として調査対象物質としたものにすぎず、さらに、DPACIを含め、「（検出？）」との記載があるのは、いずれも、多くの調査地点のうち僅か数地点にとどまるのであるから、これら調査対象物質の分析結果に「（検出？）」との記載があるとの事情は、必ずしも更なる調査を行うべき事情となるものではない。

エ 以上の次第であるから、審査請求人が問題としている更なる調査は実施していないものである。

オ なお、審査請求人は、論文の記載を根拠として、「ジフェニルクロロアルシン（DA）は、『○：市販標準物質購入可能』である。」と主張しているが、当該文献には、「ジフェニルクロロアルシン」（DPACIの正式名称）及び「ジフェニルシアノアルシン」（DPACyの正式名称）は「△」（標準物質国内合成可能）と記載されており、事実と反している。

また、この論文が掲載されているウェブサイトによれば、当該論文が発表されたのは平成16年10月であるから、当該論文は本件調査が行われた時期の状況を説明したものではない。ジフェニルクロロアルシン（DPACI）及びジフェニルシアノアルシン（DPACy）の標準物質は、本件調査が行われた時期より後の取組によって国内合成が可能になったものである。

(3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、環境省においては、平成16年度に取得した「平成16年度ジフェニルアルシン酸分析業務 業務報告書 第II部 環境調査結果」（以下「平成16年度環境調査結果」という。）を保有しているとのことであった。そこで、当

審査会において、諮問庁から平成16年度環境調査結果の提示を受けて確認したところ、これには、「5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」が記載されており、当該部分は、平成15年度環境調査結果の「II-5-2」と同趣旨の調査に係る調査結果であると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件開示請求の対象として平成16年度環境調査結果を特定していない理由を確認させたところ、平成16年度環境調査結果に係る調査は、平成15年度環境調査結果の「II-5-2」に「（検出？）」が記載されたことを受けて行った調査ではないことのほか、本件開示請求者（審査請求人）は、本件開示請求より前に、「2003年に行った特定地の地下水及び土壌調査の分析データ一切（分析機関から提出されたもの、及び特定県から出されたものを含む）」の開示を求める別件開示請求を行っていたため、飽くまで平成15年度の調査に係る文書の開示を求めているものと解されたことから、平成16年度に実施した調査の結果である平成16年度環境調査結果は特定しなかったとのことである。

（4）以上を踏まえ、以下、検討する。

ア 平成15年度環境調査結果の記載内容や本件事案に係る公表情報等を踏まえると、一部に「（検出？）」との記載がされたことを受けて、この点の解明を直接の目的とした更なる調査が行われたはずであるとまではいい難く、そのような調査を実施していないとする諮問庁の説明を否定することはできない。

なお、上記第2の2（2）イ（イ）で審査請求人がその主張の根拠とする論文の写しを確認したところ、諮問庁が上記（2）オで説明するとおり、審査請求人が市販標準物質が購入可能であったと主張している「ジフェニルクロロアルシン（DA）」については、標準物質が国内で合成可能である旨の記載がされているにすぎず、審査請求人の当該主張は事実と異なるものと認められる。

イ 他方、平成16年度環境調査結果については、これを本件開示請求の対象として特定しなかった理由として諮問庁は上記（3）のとおり説明するが、本件開示請求の文言（本件対象文書の名称と同一）を見ると、「（検出？）」との記載があることについては、括弧書きの中で触れられているのみであり、また、開示請求者が、本件開示請求に先立ち、平成15年度の調査に係る文書の開示を求める別の開示請求を行ったという経緯があったとしても、本件開示請求の文言に照らせば、本件開示請求が当該別の開示請求と同一の意図で行われたものと断定することは困難である。そうすると、開示請求者に対する意思確認がされたとの事情がないにもかかわらず、本件開示請求の

趣旨について、「(検出?)」との記載がされたことを受けて行われた調査に係る文書、あるいは、平成15年度の調査に係る文書に限定して開示を求めたものであると解することについては、ちゅうちょを覚えるといわざるを得ない。

そのため、本件開示請求の趣旨については、開示請求者に有利に解釈し、平成15年度環境調査結果に係る調査の後に行われた、平成15年度環境調査結果のうち「II-5-2」に係る調査と同趣旨の調査に関する文書の開示を求めるものと解するのが相当である。

したがって、平成16年度環境調査結果は、本件開示請求の対象に該当するものと認められることから、これを対象として、その開示・不開示を改めて判断の上、開示決定等を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において平成16年度環境調査結果を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子